

上中2区町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、上中2区町内会と称します。(以下、会といいます。)

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置きます。

(区域)

第3条 この会の区域は、次の通り定めます。

広島市安佐北区可部3丁目37番の全域

38番1及び3と35号から43号まで

可部4丁目1番から8番の全域

可部5丁目9番7号及び8号

11番20号から25号まで

12番から21番までの全域

(17番20番を除く)

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 この会は地域住民の親睦を図り自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理を行い、住み良い地域づくりを推進することを目的とします。

(活動)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 運動会、スポーツ大会など住民相互の親睦を図る行事の開催及び、葬儀などの際の互助活動に関する事
- (2) 交通安全、防犯、防災、非常時の連絡、協力など安全な地域づくりのための活動に関する事
- (3) ゴミ処理、排水など衛生的な地域づくりのための活動に関する事
- (4) 所有する資産の維持管理運営に関する事
- (5) その他、住みよい地域づくりに関する事

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 この会の会員の資格は、次の通り定めます。

- (1) 正会員 第3条に定める区域に住所を有する個人で、この会の目的に賛同するもの
- (2) 賛助会員 第3条に定める区域に住所を有する法人で、この会の目的に賛同するもの

(入会)

第7条 入会しようとする者は、会長に届け出でなければなりません。

2. 会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。

(脱会)

第8条 会員の脱会は、次の場合とします。

- (1) 本人の申し出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 住所を区域外に移したとき

第4章 役員

(役員)

第9条 この会には次の役員を置きます。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 2名 |
| (3) | 書記 | 1名 |
| (4) | 会計 | 1名 |
| (5) | 専門部長 | 6名 |
| (6) | 監事 | 2名 |
| (7) | 組長 | 若干名 |
| (8) | 相談役 | 若干名 |

(選任)

第10条 会長、副会長、書記、会計、監事は、総会で選任します。相談役、専門部長は会長が委嘱し、組長は組の中から選出します。

(職務)

第11条 会長はこの会の業務を総括し、この会を代表します。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または、会長が欠けたときは職務を代行します。
3. 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行います。
4. 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理します。
5. 監事は、次の職務を行います。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること
 - (2) この他の役員の仕事執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は、業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、又は、招集すること
6. 専門部長は、各専門部をまとめ、専門部の業務を行います。
7. 組長は、組をまとめ、代表して会務に協力します。

8. 相談役は、会の業務の執行について助言し、各種会議に出席して意見を述べることができます。

(任期)

第12条 この会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げません。

2. 補欠又は増員により、専任された役員の任期は、前任又は現任者の残存期間とします。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行います。

第5章 組織

(専門部)

第13条 会に次の専門部を置きます。

- (1) 総務部
- (2) 保険衛生部
- (3) 社会福祉部
- (4) 文化体育部
- (5) 青少年育成部
- (6) 女性部

(組)

第14条 会の運営を円滑に行うため、組を置きます。

(連合組織)

第15条 会は、広域な問題に対処するため、町内会の連合組織に参加します。

第6章 会議

(会議の構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成します。

2. 役員会は、監事を除く役員をもって構成します。
3. 専門部会は、各専門部会の正会員をもって構成します。

(招集)

第17条 定期総会は、毎年1回開催し、決算終了後3ヶ月以内に開催します。

2. 臨時総会は、正会員の5分の1以上の請求があったとき、又は、役員会において総会開催の議決があったときは、その請求があったときから30日以内に会長が招集します。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の10日前までに文書をもって通知しなければなりません。
4. 役員会は、必要に応じ会長が招集します。
5. 専門部会は、各専門部長が招集します。

(決議事項)

第18条 総会は次の事項を議決します。

- (1) 活動計画、活動報告
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 財産管理報告の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 役員を選出
- (6) その他、会の重要事項に関すること

2. 役員会は次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3. 専門部会は、次の事項を議決します。

- (1) 役員会に付議すべき事項
- (2) 専門部会に付託された事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会、役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(表決議)

第19条 正会員は、総会において、それぞれ1個の表決権を有します。

(定足数)

第20条 総会は、表決権をもつ者の2分の1以上の出席をもって成立します。

役員会、専門部会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立します。

ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状又は、評決書面の提出により出席者の数に加えるものとします。

(議長)

第21条 総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会及び専門部会は、それぞれ会長及び専門部長が議長となります。

(議決)

第22条 総会、役員会及び専門部会における議決は、出席者の過半数の賛成によります。賛否同数の場合は、議長がこれを決めます。ただし、利害関係を有する正会員及び構成員は、その議決について表決権を有しません。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 総会員数及び出席会員数(委任状、表決書面を含む)
- (3) 議事録署名人指名(選出)に関する事項
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の審議の経過の概要及びその結果

2. 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名押印しなければなりません。

第7章 資産及び会計

（資産）

第24条 会の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 協賛金
- (4) 財産目録記載の財産
- (5) その他

（会費）

第25条 会の会費の金額及び徴収方法は、総会の議決を経て細則で別に定めま
す。

2. 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができます。
3. 会の会費は、1世帯単位とします。

（資産の管理）

第26条 この会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により
ます。

（経費の支弁）

第27条 この会の経費は、資産をもって支弁します。

2. 正会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができます。
3. 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻ししません。

（会計及び資産帳簿の整備）

第28条 会の収入及び資産を明らかにするために会計及び資産に関する帳簿を
整備します。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければなりません。

（予算及び決算）

第29条 この会の収支予算は、会計年度における全ての収入及び支出の予定を
計上し、総会の議決により定めます。

2. 収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録
とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければなりません。

（会計年度）

第30条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第8章 雑則

（規約の変更）

第31条 この規約は、総会において総正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、広島市長の認可を受けなければ、変更することができません。

(書類及び帳簿の整備)

第32条 この会の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければなりません。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 役員会及び総会の議事に関する書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第33条 この規約施行についての細則は、役員会の議決を経て別に定めます。

附則

(施行日)

この規約は、広島市長の認可の日(平成8年4月1日)から施行します。

[細則]

- ・ 弔慰金規定
連絡方法・葬儀への協力・金額(世帯主・配偶者・同居家族)
- ・ 会費徴収規定(正会員・賛助会員)
- ・ 旅費規程
- ・ 等

改訂箇所	改訂日
第3条	H27.4.5
第9条	H27.4.5

--	--